

2020年3月11日

株主各位

東京都品川区西五反田二丁目27番3号
トヨクモ株式会社
代表取締役 山本 裕次

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年2月25日開催の取締役会において、2020年3月27日をもって、当社普通株式1株を1,000株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年3月26日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年3月27日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の6,000株から6,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上